

排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

WASTE TODAY

4月号
2023

2023.4.25

発行者：株式会社リーテム



今月のテーマ

「プラ新法 再資源化事業計画の第1号, 2号を認定」

2022年4月1日にプラスチック資源循環促進法（以下、「プラ新法」）が施行されたことが、社会の大きな関心を集めました。およそ1年が経過した今月19日、プラ新法に基づいて、製造販売事業者による自主回収・再資源化事業計画の第1号と、再資源化事業者（リサイクル事業者）による再資源化事業計画の第1号、第2号が認定されました。

プラ新法によって、名称が似ていて異なる種類の認定制度が複数導入されたため、違いがよく解らないという声をお聞きすることがあります。「自主回収・再資源化事業計画」と「再資源化事業計画」は、それぞれどのような計画のことを意味するのか。また、昨年9月に1件、12月に2件、市区町村が認定を受けた「再商品化計画」とは何が異なるのかをご説明します。



プラ新法 再資源化のための3つの認定制度の比較

廃棄物の収集・運搬や、資源循環のための行為（選別、再利用、再資源化を含む）には、廃棄物処理法に基づく業の許可が必要です。ですが、プラ新法の基準に基づいて作成された事業計画について国の審査を通して認定を受ければ、収集・運搬や処分の許可が不要になる、のが認定制度です。

プラ新法の認定制度では、プラスチック製品のメーカーや販売事業者が申請することや、プラスチック製品のユーザー企業が自社のプラスチック廃棄物に関して申請することもできます。また、複数の排出事業者からの委託を受けたリサイクラー（再資源化事業者）が申請することも可能です。3つの認定制度の主な違いは下表のとおりです。

認定の種類	申請者	対象（※）	概要
自主回収・再資源化事業計画 (法39条第1項)	製造・販売事業者等	産廃 一廃	自らが製造・販売するプラスチック使用製品が使用済となったものの収集・運搬及び再資源化の事業
再資源化事業計画 (法48条第1項)	1号 排出事業者	産廃	自らが排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等の収集・運搬及び処分（再生利用を含む。）の事業
	2号 再資源化事業者	産廃	複数の排出事業者が排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等を、委託を受けて収集・運搬及び処分（再生利用を含む。）をする事業
再商品化計画 (法第33条第1項)	市区町村	一廃	市区町村が分別収集するプラスチックを含む廃棄物の再商品化（＝製品の部品又は原材料として利用する者に有償・無償で譲渡し得る状態にする）の実施計画

上記いずれも、経済産業大臣および環境大臣が、主務大臣を務める

※ 産廃・・・産業廃棄物 一廃・・・一般廃棄物



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F

TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>

事例：自主回収・再資源化事業計画 認定第1号

プラ新法で初めての、プラスチック製品メーカーによる自主回収とリサイクルの事業計画が、令和5年4月19日付で認定されました。認定を受けたのは東京都に本社のある緑川化成工業株式会社です。同社は、医療機器、半導体製造装置、航空機、自動車等々、様々な分野にプラスチック材料や製品を提供している他、再生原料を約80%使用したアクリル板でエコマーク認定を受けています。

■認定第1号 緑川化成工業株式会社	回収区域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
	回収の種類と量	使用済アクリル板：100 t/年
	再資源化方法	材料リサイクル（ペレット）
	再資源化による最終品	再生アクリルシートの製造
緑川化成工業株式会社	https://www.midorikawa.co.jp/news/index.htm	



アクリル板



緑川化成工業 WEBサイトより

事例：再資源化事業計画 認定第1号、第2号

前述の事例と同じ今年4月19日に、大栄環境グループのリサイクル事業者である三重中央開発株式会社と、DINS関西株式会社が、それぞれ再資源化事業計画の認定を受けています。

同2社が受けた認定の種類は、本コラムの前半で記載した表中の「再資源化事業計画 第2号」の、“複数の排出事業者が排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等を、委託を受けて収集・運搬及び処分（再生利用を含む。）をする事業”にあたります。

■認定第1号 三重中央開発株式会社	回収区域	三重県、奈良県
	回収の種類と量	食品包装資材：360t/年、工場端材：280t/年
	再資源化方法	材料リサイクル（ペレット）
	再資源化による最終品	パレットの製造等

■認定第2号 DINS関西株式会社	回収区域	大阪府
	回収の種類と量	廃棄ペットボトル：201t/年
	再資源化方法	材料リサイクル（ペットボトル圧縮梱包物）
	再資源化による最終品	飲料用PETボトルの製造



環境省 関連ページ https://www.env.go.jp/press/press_01249.html

編集後記

プラ新法の認定制度を活用することで、プラスチック製品のメーカーだけでなく、プラスチックのリサイクラーも新たなビジネスチャンスを生むことができると言えるのではないのでしょうか。ちなみに補足情報ですが、プラ新法の制定以前から存在している類似の制度として、廃棄物処理法に基づく「広域認定制度」があります。こちらは申請主体が製造販売事業者等に限定されますが、プラスチック製品のみでなく幅広い製品を対象としています。

当社は、排出事業者様や、製造販売事業者様によるプラスチック使用製品の自主回収・再資源化計画の、認定申請をお手伝いしています。計画の策定、協力先候補の廃棄物施設の事前監査、申請書類作成、環境省との面談への同行等、お客様のニーズに合わせて幅広いご支援が可能です。ご関心のある方は、<https://www.re-tem.com/service/circular-support/>をご覧ください。



コラムの更新やサービスに関するお役立ち情報をお知らせするメールマガジン（月1回程度）を発信しています。配信希望の方は以下の「お問い合わせ」をクリック！
項目から「メールマガジン配信希望」を選んでください。<https://www.re-tem.com/contact/>



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F
TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>